

取替工事

No.	分類	質問・回答	更新日
1	住宅	Q. 集合住宅とはなんですか	2023/12/27
	定義	A. 本事業において「集合住宅」とは、1棟に2戸以上の住戸を有する建物のことをいいます。	
2	住宅	Q. 既存住宅とはなんですか	2023/12/27
	定義	A. 本事業において「既存住宅」とは、工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した集合住宅、またはいずれかの住戸に人が居住したことがある(現に人が居住している住宅を含む)集合住宅のことをいいます。	
3	住宅	Q. 賃貸住宅とはなんですか	2023/12/27
	定義	A. 本事業において「賃貸住宅」とは、人が居住の用に供することを目的とした賃貸借契約の締結により貸し出される住宅のことをいいます。 ただし、不動産登記上「居宅」、「共同住宅」であっても、現に居住以外の目的(店舗や事務所、倉庫等)で使用されている、または賃貸借契約が締結されている場合、賃貸住宅には該当しません。	
4	住宅	Q. 総戸数とはなんですか	2023/12/27
	戸数	A. 本事業において「総戸数」とは、賃貸集合住宅が有するすべての住宅の戸数のことをいいます。 なお、賃貸集合住宅のオーナーや親族等が居住する住戸も総戸数に含まれます。	
5	住宅	Q. 賃貸住戸数とはなんですか	2023/12/27
	戸数	A. 本事業において「賃貸住戸数」とは、賃貸集合住宅が有する賃貸住宅の戸数のことをいいます。 賃貸住戸数が2戸以上の集合住宅が本事業の対象です。 賃貸住戸数が10戸未満の場合、1戸の小型の省エネ型給湯器への交換から補助対象となります。 なお、賃貸集合住宅のオーナーや親族等が居住する住戸は、賃貸借契約が締結されないため、賃貸住戸に該当しません。	
6	住宅	Q. 賃貸併用住宅は、補助対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 本事業において「賃貸併用住宅」とは、賃貸住宅の所有者の住戸と1戸以上の賃貸住宅が共存する建物をいいます。 賃貸併用住宅であっても、賃貸住戸数が2戸以上であり、賃貸住宅を行う本事業の要件を満たす小型の省エネ型給湯器への交換は補助対象になります。	
7	住宅	Q. 店舗併用住宅(複合用途)は、補助対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 賃貸の店舗併用住宅であっても、建物が有する賃貸住戸が1戸である場合、本事業の集合住宅には該当しないため、補助対象になりません。 建物が複数の賃貸店舗併用住宅(長屋等)を有する場合、集合住宅に該当するため、補助対象になります。なお、補助対象となる小型の省エネ型給湯器は、住宅部分で使用されるものに限ります。(店舗部分との兼用は可)	
8	住宅	Q. 倉庫・店舗等(住宅以外の用途)からリフォームにより賃貸集合住宅に変更(コンバージョン)した場合、対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 交付申請時点で、提出する不動産登記により集合住宅であることが確認でき、集合住宅が有する住戸を賃貸として運用する場合は対象になります。	
9	住宅	Q. リフォーム前後で戸数が異なる場合、対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 本事業は従来型給湯器からの取替工事に補助を行う事業です。 リフォームにより住戸が増える場合、新設される機器は対象になりません。	
10	住宅	Q. 社宅は対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 法人等が所有する集合住宅で、社員等と賃貸借契約(社宅使用契約等を含む)を締結して貸し出す社宅も対象になります。 なお、いわゆる借り上げ社宅は、賃貸集合住宅の所有者に該当しないため、対象になりません。	
11	住宅	Q. オーナーが、サブリースに供している賃貸住戸について、給湯器の取替工事を発注する場合、対象になりますか	2024/02/13
	対象	A. オーナーが発注者として行う取替工事は、サブリースで貸し出しを行っている住戸であっても対象になります。 ただし、サブリース事業者が、住宅以外の目的で貸し出ししている住戸は本事業の対象にはなりません。	
12	住宅	Q. 借り上げているサブリース事業者が、各住戸の給湯器の取替工事を発注する場合、対象になりますか	2024/02/13
	対象	A. 本事業は、オーナーまたは、オーナーから管理委託されている管理会社が、給湯器の取替工事を行う場合のみ対象になります。 サブリース事業者がオーナーから管理契約を請け、管理会社として発注する取替工事は対象になります。 (交付申請時は、オーナーとの管理委託契約について確認できる契約書の提出が必要です)	
13	住宅	Q. 民泊、リゾートマンション、ウィークリーマンションは対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 民泊(住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出又は国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受けて運営する施設)及びウィークリーマンション等(専ら旅館業法の許可により運営する施設)は、対象になりません。	
14	住宅	Q. シェアハウスや、マンスリーマンションは対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 定期借家契約を締結し居住する賃貸住宅は、本事業の対象になります。	
15	住宅	Q. グループホームや、高齢者専用賃貸住宅は対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. グループホームや、高齢者専用賃貸住宅に行われる取替工事も要件を満たす場合は対象になります。 ただし、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどは事業を行うための施設で、住宅には該当しないため対象になりません。	
16	住宅	Q. 取替工事をする住戸が空室の場合、対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 対象になります。 入退去等のタイミングに合わせた計画的な設備更新を推奨しています。	
17	住宅	Q. 1棟所有ではなく、区分所有をしている賃貸住戸は対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 所有する既存賃貸住戸が1棟あたり2戸以上ある場合は、本事業の対象になります。 申請にあたっては、申請するすべての住戸について不動産登記を提出してください。	
18	契約締結	Q. 2023年11月1日以前に工事請負契約を締結している場合、対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 本事業は、2023年11月2日以降に給湯器(1台目)の設置工事に着手した補助事業が対象です。工事請負契約に契約日の要件はありませんが、契約書類の提出は必要です。	
19	契約締結	Q. 取替工事の工事請負契約を(夫婦や親子等)複数名義(連名)で締結する場合、申請できますか 誰が共同事業者ですか	2023/12/27
	対象	A. 発注者のうち、代表者を共同事業者として申請してください。	

取替工事

No.	分類	質問・回答	更新日
20	契約締結	Q. 補助事業に要する経費（売価等）に含まれる費用は何ですか	2024/03/19
	対象	A. 本事業の補助事業に要する経費（売価等）は、設置する補助対象機器の本体（付属品を除く）の販売価格と、設置工事費の合計（税抜き）です。 設置工事費には、設置に要する資材費を含み、運搬、廃棄物処理、他の設備等の工事費、現場経費を除きます。（個々費用を含めるか含めないかについては、各事業者にて判断願います。）	
21	申請単位	Q. 時期をずらして複数回に分けて行った取替工事を、それぞれ申請できますか	2023/12/27
	手続	A. 本事業の申請は、原則、賃貸集合住宅の2戸※以上の住宅について小型の省エネ型給湯器の交換を行った工事が補助対象です。 ただし、すでに本事業の補助金の交付を受けた集合住宅に追加で工事を行う場合は、1戸から追加の交付申請を行うことができる予定です。詳細については、しばらくお待ちください。 ※以下に該当する場合、1住戸から申請できます。 ・賃貸住戸数が10戸未満 ・給湯器（1台目）の着工が2023年11月2日以降、2023年12月15日以前	
22	申請単位	Q. 複数の事業者が行う取替工事を、まとめて申請できますか（分離発注）	2023/12/27
	手続	A. できません。 同じ賃貸集合住宅に対して、複数の事業者が工事を行った場合、それぞれの事業者が自身の工事について交付申請を行ってください。 なお、交付申請にあたっては、それぞれ要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。	
23	従来型給湯器	Q. 対象となる「従来型給湯器」とはなんですか	2023/12/27
	対象	A. いわゆるガス（石油）給湯器で、排熱の回収などの効率を改善する機構を持たない給湯器をいいます。 ○従来型給湯器に該当する ・BF式従来型給湯器（バランス釜） ・FF式、FE式、CF式、RF式従来型給湯器（ガス小型瞬間湯沸器、屋外設置給湯器、室内型給湯器、小型湯沸かし器） ・石油給湯器 ×該当しない給湯器 ・エコジョーズ ・エコフィール ・エコキュート ・ハイブリッド給湯機 ・エネファーム ・電気温水器 ・太陽熱温水器	
24	従来型給湯器	Q. 台所の小型給湯器のみを交換しても対象になりますか（風呂給湯は交換しない）	2023/12/27
	対象	A. 対象になります。	
25	従来型給湯器	Q. 撤去する従来型給湯器は、最近設置（交換）したばかりの製品の場合も対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 撤去する従来型給湯器の設置時期は問いません。 本事業の対象期間に、対象となる小型の省エネ型給湯器への取替を行う場合に対象になります。	
26	従来型給湯器	Q. 従来型給湯器の撤去を、小型の省エネ型給湯器を設置する事業者と異なる者が行っている場合、対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 対象になりません。 本事業は、補助事業者が、従来型給湯器から小型の省エネ型給湯器への交換を行う補助事業が対象です。	
27	契約締結	Q. 買取再販業者が行う取替工事は、対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 居住者と賃貸借契約を締結しない買取再販業者が発注する取替工事は対象になりません。	
28	契約締結	Q. メーカー等が自社で登録した製品を、自社で設置する工事は対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 登録事業者であり請負契約を締結した事業者であれば、メーカーが自社の対象製品を施工する場合も対象になります。 ただし、保証書等を発行する立場であるメーカーの工事については、現地調査等の対象として指定を受けやすい可能性がありますので、予めご了承ください。	
29	契約締結	Q. 住宅の所有者等が小型の省エネ型給湯器を購入し、その取付を住宅事業者に依頼する工事は対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. いわゆる施主支給や材工分離工事は、本事業の対象になりません。 本事業は、設備費用を含めて請負契約を締結しているものが対象です。	
30	契約締結	Q. 個人事業主が、自らと工事請負契約を締結しました。補助対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 対象になりません。 同一人格間の契約は成立しないため、工事請負契約のない補助事業は、本事業の補助対象外です。 民法において、契約とは、異なる人格間において一方が債権を有し、他方が債務を負うことを合意することによって成立するものとされています。	
31	契約締結	Q. 工務店の社長が、自ら経営する工務店と契約を締結し行う取替工事は対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 対象になります。	
32	契約締結	Q. 電子契約で締結した場合も対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 工事請負契約を電子契約で締結した場合も、対象になります。ただし、契約者等、要件を確認する項目は、契約書面上に明記されている必要があります。 工事請負契約を注文書及び注文請書（請書）で取り交わす場合も同様です。	
33	着手	Q. 着手（着工）とはなんですか	2023/12/27
	対象	A. 本事業の対象となる設置工事の着手は、補助対象製品設置開始日（1台目）です。 なお、設置工事には、従来型給湯器の撤去を含みます。 以下は工事着手にはあたりません。 現場の調査・探寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲いの設置、現場事務所の建設、既設建築物の除却	

取替工事

No.	分類	質問・回答	更新日
34	工事完了	Q. 工事完了とはなんですか 補助対象工事だけ終わってれば交付申請できますか	2023/12/27
	対象	A. 本事業の工事完了は、原則として契約工事全体の工事が完了し、発注者に工事の引渡し完了していることをいいます。（一般的に引渡しとは、双方で工事の検収を行い、書面でその旨を取り交わすことをいいます） ただし、契約工事全体の工事が完了前であっても、入居者が日常生活において利用している給湯器について、交付申請の対象とすることは可能です。ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。	
35	住宅設備等	Q. 既にある設備とは別に、新たに小型の省エネ型給湯器を増設する場合、対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 本事業は従来型給湯器からの取替工事に補助を行う事業です。 従来型給湯器を撤去しない場合や、小型の省エネ型給湯器を新設される場合は対象になりません。	
36	住宅設備等	Q. 展示品の設置工事は対象になりますか	2023/12/27
	対象	A. 本事業は、「新品」の対象製品を設置した場合に対象になります。 展示「する」「しない」に関わらず、組立・設置・通水・通電のいずれかを行った製品は対象外です。 ただし、開梱のみであった場合など、対象製品を登録しているメーカー等が「新品」として性能を証明する場合は対象になります。	
37	住宅設備等	Q. 従前より性能が下がっている機器を設置する場合も申請できますか	2023/12/27
	性能	A. 本事業は、住宅の省エネ性能の向上を目的としています。 機能（「給湯」、「追焚」、「暖房」、「オート/フルオート」）の低下や、能力（号数）が小さくなる等、性能が損なわれる工事に補助は行いません。	
38	工事写真	Q. 交付申請の予約に「工事着手したことがわかる写真」は必要ですか	2023/12/27
	書類	A. 本事業の交付申請の予約時に、「工事前写真」「工事着手したことがわかる写真」の提出が必要です。	
39	工事写真	Q. 工事前後の写真に工事看板は必要ですか	2023/12/27
	書類	A. 補助対象製品と一緒に少なくとも撮影日（工事日）を記載した看板等を入れて撮影を行ってください。（撮影日が記載されていれば、必ずしも工事看板である必要はありません） 原則、撮影後、画像編集により、日付を入れることは認められません。 ただし、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有する電子看板アプリ等を利用し、後で撮影日が検証できるものはこの限りではありません。	
40	工事写真	Q. 工事前写真を撮り忘れました申請できますか※工事看板のない写真を撮影した場合を含む	2023/12/27 2024/02/29
	書類	A. 原則、必要書類が提出できない場合は申請できません。 着工日が2023年12月26日以前の場合、「工事【前】写真・提出免除依頼書（給湯器用）」の提出することで、工事前写真の提出は免除されます。 着工日が2023年12月27日以降の場合、特段の理由がある場合等、1事業者1つの交付申請に限り「工事【前】写真・提出免除依頼書（給湯器用）」の提出により、工事前写真の提出が免除されます。 なお、工事後の写真や銘板写真の提出免除はありません。	